

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 28 年 3 月 2 日

香 取 市 長

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
北原地新田地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 27 年 11 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況  
  - 経営体数  
個人          2経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方  
新規就農の促進  
集落営農の設立